

【全国労働衛生週間】

全国労働衛生週間は、労働者の健康確保・重要性についてさらに認識を深め、心身共に健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりに取り組む週間です。本週間を契機として現場内の点検、現場事務所の点検などを行い、健康に害のあるものを排除して、快適な職場づくりに努めてください。

全国労働衛生週間 10月1日から 7日
準備期間 9月1日から30日

【秋の交通安全運動】

運動期間 9月21日から9月30日迄の10日間

【インフルエンザに注意】

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染です。
飛沫感染：感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染します。
接触感染：感染した人がくしゃみや咳を手で抑えた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着しますが、その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する場合があります。

インフルエンザにかかると、まずのどの痛み、鼻汁、くしゃみ、咳、頭痛、寒けなどとともに発熱がみられます。このようないわゆるかぜ症状の他に、筋肉痛、関節痛、眼球の痛み、腹痛、下痢など幅広い症状がみられます。

【健康管理教室】

8月5日に行いました有所見者による個別保健指導を、清水医院の清水敬介先生により行いました結果早急に治療を行う方はおられませんでしたが、共通して言えることは、食事療法食事のバランスをよくすること、運動不足であること、体重を減らすこと、塩分を控え目にすること、水分を十分に取ることでした。仕事の関係上塩分を摂らなければいけないのですが、過剰に摂らなく少しずつ減らして頂き、水分を十分補給して作業するように、中性脂肪が多いのは、過剰な食事や飲酒により蓄積されているので、食事のバランスや運動をすることにより改善されますから、毎日少しずつ運動や食事療法を行って下さい。

【快適職場推進認定】

大越幼児施設（仮称）建築主体工事現場で、国分建築部長が申請しました建設工事快適職場推進計画がこの度福島労働局長から認定され、認定証を受賞致しました。

安全衛生管理体制で統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者、安全衛生協議会、作業主任者を選任していること

労働災害発生状況で、死傷者災害を発生していないこと

空気環境対策として、構内全般に鉄板を敷き粉じんの発生を抑えたこと

温熱条件として、空調設備、冷水器、洗面台及び清涼飲料の自動販売機を設置して、水分をいつでも補給できようようにして熱中症対策をしたこと

休憩室等では、いつでも臥床出来るように畳敷きにしたこと

食堂等には、空調設備の整った場所でテーブルと椅子を準備したこと

視環境では、手元を明るくするために持ち運びができる照明器具を準備したこと

環境整備では、観葉植物等を設置して殺風景さを解消したこと

洗面所及び更衣室等では、洗面手洗い所、女性専用トイレを設置したこと

などが認められ認定されました。これを参考に他の現場でも快適職場推進認定を受けるようにしてください。

